

### 研究実践課題

- ◇ すべての生徒・保護者に、人権についての正しい理解と認識を培っていくため、教職員自ら人権についての認識を深め、実践していこう。
- ◇ 教育内容の創造と実践につとめ、部落問題をはじめさまざまな人権問題の解決に取り組むことのできる力量と集団を育てよう。
- ◇ 教育の機会均等の権利と進路を保障する取り組みを進めよう。
- ◇ 同和教育の成果と課題を踏まえ、真の人権教育を推進し、あらゆる人たちが「共に生きる」社会の実現をめざそう。

## I 2011年度の取り組みに向けて

### 1 はじめに

本研究会は、本年度54年目を迎えました。

同和教育50余年の先達の歴史を受け継ぎ、21世紀を「人権と共生の世紀」にと、日々の実践に取り組んできました。

本年3月11日以降、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の大きな混乱の中であって、冷静さを失わず互いを思いやりながら支え合って助け合う被災地の皆さんの姿は、海外メディアから感嘆の念をもって世界に報じられたところです。また、今後どのように復興への歩みをすすめていくか、福島原発の事故による放射能汚染への対応をどうすすめていくかについて、日本社会は世界から注目されています。こうした試練の中で、私たち一人ひとりが「命の重み」や「絆の大切さ」について、改めて心に刻み込んでいます。このことは、人権教育にあってもその根幹をなすところであり、その精神を私たちの日常に、いかに深く根付かせていくのが、私たちに与えられた課題であると考えます。

一方、世界人権宣言が国連で採択されて63年目を迎えた今日、私たちを取り巻く社会は、貧困や暴力といった問題が数多く起こり、閉塞感を増しています。世界的な金融危機が招いた長期の不況が若者の就業の機会を奪い、家庭の経済的困窮が進学への道を閉ざし、未来への希望を奪っています。また、重大な人権侵害の一つである虐待やDV等の暴力が毎日のように報道され、「命の重み」や「絆の大切さ」を軽視する風潮も危惧されています。さらに、インターネットや携帯電話の普及が、便利さの反面、人の心の闇を拡大し、犯罪に等しい人権侵害を可能にしています。

生徒も教員も、人は情報化社会の匿名性の中で、自分ひとりが良かったらよいという思い込みを簡単に持ち、人権を尊重しない行動をとってしまう現状があります。このように、貧困や差別や暴力が相互に絡みあい、解決を難しくしている閉塞的な状況だからこそ、日々生徒に向き合う私たち教員が果たす役割は大きいといえます。自尊感情を高め、互いを思いやり、信頼できるなかま集団をつくる教育実践としての人権教育を、すべての教育活動において推進し、真に人権を尊重しあう社会の実現を、生徒と共にめざしたいと思います。

私たちは「差別の現実学ぶ」靴べらしの同和教育と言われる、地域に根ざした取り組みの成果を誇りに、今、さらに今日的な問題に立ち向かう決意を強くするものです。

### ○今、私たちに問われていること

2008年度、私たちのなかまである教員が、自分のブログに、誹謗・中傷や差別的な記述を書き込むという事象が発覚しました。当該の教員は学校現場を離れ、県教委の指導による研修の後、昨年4月に学校現場に復帰しましたが、生徒に関わりながら、自己の差別意識と向き合い、人権と教育について学びを深める営みは続いています。また、事象の当該校においても、人権教育の再構築が取り組まれてきました。今後は、この間の取り組みを論議・整理しながら、私たち教員自身の意識のあり方を真摯に点検することが求められるところです。

私たちは、これまで同和教育・人権教育の実践を重ねてきました。「差別の現実学ぶ」とは、被差別の生徒や親と関わると同時に、教員である自分自身の差別意識と向き合うことでもあったはずですが、教員が自らの意識を点検し、糺していくことを怠った結果は、過去に惹起した教員による差別事象にも示されていることであり、私たちは改めて、すべての教育実践や研修の場で、自らの意識点検を真摯にすすめるべきと考えます。

本研究会では、次節の「(2)人権教育とは」の項で、そのめざすところを3点に整理しています。これは、生徒のみならず、生涯にわたる人権学習の目標であり、当然教員も例外ではありません。インターネットの匿名性を背景とした人権侵害の事象が多発する現代社会において、生徒だけではなく、私たち教員自身がこのような陥穽におちいることのないよう、人権教育の研究・研修に取り組む必要があります。さらに、現実には差別的な言動に直面したとき、毅然として対応したり、周囲と連携して適切に取り組むことができる力量をつけているかどうか、一層の研修が求められています。

本年度も、2008年度の推進委員会における下記の「提言」を引き継ぎ、私たち自身の取り組みの現状を再点検することを出発点としながら、さらなる論議や分析をともに深めていきたいと思います。

1. 自分自身の人権感覚、意識を今一度問い直してみる。
  - (1) 人権学習や研修の場が知識的な理解にとどまり、自己との関係にまで結びつけられていないのではないか。
  - (2) 人権に関する自己研鑽、研修を積極的に行っているか。
  - (3) 教員として、人権教育を進めていくなかで、生徒と正直に向かい合えているか。（「本音と建前」のような二面性を持っていないかどうか）
2. 各学校が、お互いが支え合える教職員集団となっているか。
  - (1) 互いが自由に意見交換ができる雰囲気や余裕（精神的、物理的）が確保できているか。
  - (2) 悩みなどが率直に相談できる人間関係があるかどうか。

## 2 人権の21世紀を創造するためにめざしたいこと

### (1) 同和教育の成果と課題

同和教育50余年の取り組みは、「差別の現実に学ぶ」ことを基本姿勢として、何度も地域に入り込み、部落差別の実態と子どもたちの課題に気づき、その上に立って教育や進路を保障していくという取り組みでした。

私たちは、部落問題の学習を通して、さまざまな差別や人権の課題について、科学的な認識を培い、人権を尊重する態度や行動力を育成することに取り組んできました。同和教育が、人権教育の基礎を築いてきたと言えます。

#### 成 果

1. 部落問題の解決を図るとともに、自然や社会について科学的で豊かなものの見方・考え方を培う教育内容の創造
2. 人権の大切さやさまざまな人権課題についての学習の創造
3. 差別と貧困による長期欠席・不就学をなくしていくため、就学を支援する制度の充実に向けた取り組み
4. 課題をもつ生徒の生活と学力を高め、進路を保障する取り組み
5. 生徒の言動を、現象面だけでなく背景なども含めてとらえていく生徒観の構築
6. 民主的な集団づくりをめざした取り組み
7. 身の周りの問題や日常生活における矛盾や不合理を解決していくための取り組み

8. 各校での同和教育推進体制の整備、および全校で組織的に取り組む体制の確立

#### 課 題

1. 差別の問題を取り上げるときに、知識面の学習だけにとどまってしまい、差別と自分との関わりまで十分ふみこめていない
2. 差別の問題について、知識として理解していても行動になかなか結びつかない
3. 現実に差別意識が払拭できず、差別が解消されていない
4. 社会の急激な変化のなかで、新しい人権課題が生じてきている

1965/8/11	「同和対策審議会答申」
1966	「同和教育の推進についての基本方針」策定
1986	「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）児童生徒に関する指導指針」通知
1998	「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画策定
2000	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2001	県教委「人権教育推進プラン（学校教育編）」策定
2002	県教委「人権教育推進プラン（社会教育編）」策定
2004	「奈良県人権施策に関する基本計画」策定
2004～2008	文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第1次～第3次とりまとめ〕策定
2008	県教委「人権教育の推進についての基本方針」策定

### (2) 人権教育とは

人権の21世紀を創造するためには、あらゆる人が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く根付いた社会を実現することが求められます。人権教育とは、この社会の実現をめざして行われる教育の営みであると考えます。

その教育の中でめざすことを以下の3点に整理しました。

#### ① 人権を尊重する人間を育てること

人間の尊厳を基本として、社会に存在するさまざまな人権問題の解決をめざし、個別の人権問題についての正しい理解と認識を培うとともに、人権尊重の実践的態度を育成することです。

## ② 本来持っている個人の能力を発揮し、自己実現をはかること

自分に対する自信、自分の可能性に対する信頼ややればできるという成就感などを育むことです。

## ③ 人と人が豊かにつながり、共に生きること

他者との出会いを肯定的にとらえ、多様な価値観や生き方にふれながら、他者と共に生きることを実感できるようにすることです。

## (3) 人権が尊重された、一人ひとりが輝く学校文化の創造に向けて

豊かな人権感覚を身につけ、差別をなくす実践力を持つ生徒を育成するためには、人権教育を特別な活動としてホームルームや人権教育の行事の時間だけに閉じこめておくのではなく、全教科・領域にわたり全員で取り組まれることが必要です。人権教育は、授業をはじめ、あらゆる教育活動の中に息づいていなければなりません。学校の活動すべての根幹に人権尊重の理念が据えられていなければなりません。たとえば、そのためには、授業は一人ひとりの生徒がいきいきと参加し、自分自身のかけがえのない位置や自分と集団・社会との関係をつかみ取っていくことのできる場でなければならないということです。学ぶ喜びが感じられる授業であってはじめて生徒自身が、自ら生きる力をつかみ取っていくことになると思います。

そうした普段の教育活動の中において、生徒たちは人権感覚を身につけ、その中ではじめて、人権学習が内実をともなったものになっていきます。

## 3 人権教育の内容を創造しよう

### (1) 人権教育に取り組む前に

人権学習を進めるためには、まず私たち教職員が、人権問題を自分の課題としてどのように追求しているかを問い直すことが大切です。また、今までの学習が、結果として「こんな差別がある」「差別はいけないことだ」ということを認識するだけの学習にとどまっていなかったか、普遍的な人権尊重の精神の涵養につながっていたかということ点を点検していく必要があります。目前の生徒にとって、何が課題なのかを明確にしなければなりません。そして、人権問題について考え、その課題解決の力を培うことのできる、より効果的な手法と教材を創造し、工夫を凝らした学習を展開することが求められます。

## (2) 人権問題の解決につながる基礎的な力量を育もう

### ① 生き方と人権をつないだ取り組みをめざそう

生きることが人権とどのようにつながっているのかを知ることや、自分の身近な生活を見つめ直して試みるのが大切です。一人ひとりがかけがえのない人間であること、いわゆる人間の尊厳を学ぶことを通して、自らの生き方を追求していこうとする視点は、人権教育の取り組みの中でも特に大切にしたいものです。

### ② 自尊感情を高め、豊かな感性を育もう

人間は一人では生きていくことはできません。私たちのまわりの自然や社会の中で、家族やなかまなど、さまざまな人に支えられていることに気づき、自分自身を大切にしようとする態度が、他人を大切にしたり尊重したりすることにつながります。

そのためには、自分自身について深く知り、その長所や短所を含めたありのままの自分を肯定的に見ていくという自尊感情や、他者の思いや願いを敏感にとらえることができる感性を育むことが重要です。

### ③ 人や社会との関わりを通して、豊かな人間関係づくりを

人は、自分が受け入れられていると実感できる環境の中でこそ、ありのままに自分を表現したり、自分の能力や可能性を発揮したりしていくことができます。人と人との関わりを通して、互いに認め励まし合う人間関係を育てたり、共通の課題や目的をめざして取り組むなかで、一人ひとりが尊重される集団や社会を築いていくことが重要です。

また、コミュニケーション能力など人間関係を育むために必要な人権についてのスキル(技能)や、自分に何ができるかを考えようとする態度を身につけるとともに、互いを信頼し、認め合える豊かな人間関係を育てていくことが大切です。

私たちの身近な生活を、意識して観察したり、見方を変えてみたりすると、文化や社会の姿、さまざまな事象や人々の生きざまなどが見えてきます。さらに、仕事や社会のしくみとそれが果たしている役割、これまでの人々が生きてきた歴史を学んでいくことで、それらと自分自身との関わりや生活とのつながりに気づくことができます。

また、さまざまな見方や考え方、文化や習慣の違いを互いに認めていくことで、ともに生きていく社会の大切さに気づくこともできます。そのためには、体験的な活動等を通して、自分の価値観や世界観を豊かにしていくことが大切です。

### （3）個別の人権問題についての学びの充実と創造

世界各地では今も、さまざまな対立を背景とした地域紛争や戦闘行為が絶えません。「戦争」は最大の人権侵害・差別であるという認識を持ち、平和な社会を築くことが求められています。また、私たちの周りでは、震災や放射能汚染に関する報道が続く一方、DVや、子どもや高齢者への虐待など、命や人格の尊厳が軽視されている出来事が、連日のように報道されています。「命」の大切さを訴える教育の重要性が最も高まっているともいえるでしょう。

#### ① 差別の不合理性についての認識を深める

震災直後から放射能汚染に関する報道が続く中、さまざまな風評被害や、福島県から避難してきた子どもに対するいじめ等の事象が起こっています。正しい知識を得ることや、子どもに正しく伝えることは、私たちの責任です。ヒロシマ・ナガサキにはじまる「反戦・反核・反差別」の取り組みをふまえ、人権問題としての認識をさらに深める必要があります。

また、若者の間で起こっているデートDVや、インターネットによる人権侵害等への取り組みについても、自分の思いを適切に表現するコミュニケーションの力や、相手を尊重する意識の育成が重要な課題です。

一方、部落問題や、外国人、障害者、女性、子ども、高齢者の人権など、さまざまな課題が存在しています。これらの課題は歴史的な経緯や社会的背景等それぞれ異なりますが、差別の構造や人権侵害の状況など多くの課題に共通するものがあります。個別の課題について認識を深め、さらにこれらに共通の差別や人権侵害は不合理なものであることを認識することが必要です。

#### ② 人権獲得の歴史と人々の生きざまに学ぶ

個別の人権課題には、それぞれの背景や解決をめざしてきた歴史があります。こうしたことを学ぶことによって、人々のたくましさや人間の尊厳についての認識を深めていくことが大切です。これまで人権獲得に向けて、多くの人たちが努力をしてきました。特に、差別と闘ってきた人々の姿からは、生きざまや生きることの意義を学ぶことができます。

#### ③ 身の周りの課題解決に向けた実践的態度を培う

地域の実態に即した具体的な個々の学習から、日常生活の中にあるさまざまな人権に関する課題に気づき、その解決をめざして主体的に関わる実践的態度を培うことが大切です。

また、さまざまな人々の差別を見抜く感性を養い、個々の人権が侵害されるような場合には、それに立ち向かい、

なくしていける実践力を育てる必要があります。

## 4 生徒たちをつなぐようサポートしよう

### （1）共に生き、共に育つなかま集団づくりを進めよう

多くの生徒たちはそれぞれの生き立ちや暮らしの中でいろいろな課題を抱えて生きています。そして、そのことを何とかしたいという気持ちが、さまざまな問題行動となって現れることもあります。人とのつき合いが苦手な人間関係がうまく築けず、なかなかつながりあえない生徒も増えています。ホームルームでも、積極的な発言はほとんどなく、ようやく発言しても、あたりさわりのない建前の意見しか言わない生徒も多く見られます。また、集団の中においても孤独を感じ居場所が見つからないと感じている生徒の姿もあります。

私たちは、ありのままの自分がそのまま受け入れられ、互いに認め合い、信頼感と安心感のある集団づくりをめざし、共に生き、共に育つなかま集団づくりの取り組みをさらに進めていく必要があります。

### （2）さまざまな人権課題に取り組む生徒たちの活動をつなぎ、活動が広がり、高まるようサポートしよう

社会が変わり生徒たちの生活の様子も以前とは様変わりする中で、解放研等の活動は、各校ともに非常に厳しい状況ですが、生徒たちの中には、関心のある人権課題に主体的に取り組む、他の人権課題に取り組む人たちもつながっていきこうという思いを持った者もいます。このような生徒の思いをどう具体化していくのか、私たちに問われています。「解放研等に部員がないから活動が組織できない」といって、何もしないのではなく、私たちが、何かをする（行動を起こす）ことによって、「思い」を持った生徒が自ら行動していこうとする意識を育むよう、サポートしていく必要があります。

### （3）地域とつながる生徒の育成を進めよう

学校内での活動から、さらに地域の人たちとのネットワークづくりをめざす活動へと広がりを見せている学校が増えつつあります。また、特別支援学校と高等学校等との交流学習や特別支援学校間の交流、学校と地域の合同の文化祭や、さまざまな人権課題への取り組み、ボランティア活動等生徒たちのネットワークも広がりつつあります。

このような取り組みを通して、生徒たちは地域を大切に

すること、その地域にとって自分にはかけがえのない存在であることを自覚するとともに、人とつながることの大切さを実感していきます。このことは生徒の生きる力を培うことにもつながります。私たちは地域とつながる自主的な活動をさらに進めていく必要があります。

## 5 生徒の自己実現に向けてサポート体制を作ろう

### (1) 確かな進路保障をめざして

私たちの進路保障の取り組みは、生徒の学力や、社会人として通用する資質の向上に努め、生徒自身が主体的に進学や就職への道を切り拓き、自己実現を可能にすることに、まずは重きをおいてきました。

昨年度から公立高校において授業料は不徴収とされたものの、長引く不況の影響は家庭の困窮を深刻化させ、生徒の学校生活さえも脅かすようになってきました。生徒自らの生活を保障するためには、貧困を生み出している社会構造や、差別と貧困との関係に気づき、社会保障制度や労働者の権利について学ぶ実践的な学習も必要です。また、企業の求人数が減少している中、多様な進路選択を生徒に可能にさせるには、より一層、さまざまな社会の矛盾に立ち向かえる意欲と力量を持った生徒を育成する真摯な教育活動が必要です。

また、これまで奨学金貸与額の増額をはじめとして、制度の充実がはかられてきました。しかしながら、今日の経済状況の中、就職がうまくいかず、増大した返還額を返せないという状況も生まれ、社会問題となりつつあります。教育は民主社会形成の根幹を担うだけでなく、生徒一人ひとりの人生の礎をなすものです。関係機関と連携しつつ、奨学金制度の見直しと充実等により、生徒の自己実現を可能にする支援を行っていかねばなりません。

### (2) 近畿統一用紙の趣旨の深まりと広がりをめざそう

企業の差別選考や、選考時の不適切な言動や不必要な血液・尿検査などのような人権侵害を許さず、障害のある生徒も含め、すべての生徒の就職の機会均等の権利を完全に保障するために、労働行政、高等学校進路指導研究協議会（高進協）等の関係機関・団体と連携して取り組んでいきます。また、公務員採用に関わっても統一用紙の趣旨が徹底していくよう高進協等と共に取り組んでいきたいと思えます。

各学校に在籍する、障害のある生徒の進路保障の問題や、就職や資格・免許取得に関する欠格条項の問題点などにつ

いて研究し、関係機関・団体と連携して改善を求めていきます。

統一用紙の趣旨が、就職だけでなく進学に際しても広まっていくよう、関係機関・団体と連携して取り組んでいきます。

## 6 人権を基盤に据えた学校づくりをめざそう

### (1) 人権を学ぶ環境を整備しよう

人権教育を推進していくためには、学ぶ環境が人権を大切にされた雰囲気になっていることや、教職員と生徒との人間関係において、人権が尊重されたものになっていることが重要です。

生徒は人との関わりを通して人権について学ぶことが多く、周囲の人々の考え、行動、生き方などをモデルとして、自分の考えや行動の規範をつくっていきます。そのため、大人の考え方を一方的に押しつけるのではなく、生徒自身の考えや経験が生かされているかなど、学校施設・設備の面も含めて、すべての教育活動において人権が大切にされる環境になっていることが必要です。

### (2) 教職員全員で取り組む人権教育推進体制を確立しよう

人権教育推進体制を確立させるためには、まず各校で今日まで積み上げられてきた成果と今後の課題を、教職員全員で共通理解していくことが必要です。その上で、生徒や保護者の願いを受け止めながら、人権尊重の精神を基盤に据えた学校づくりをめざし、条件整備や教育内容の創造に努めなければなりません。

また、人権教育を推進する体制づくりも、校内だけでなく、地域・家庭や関係機関・団体とも有機的に結びつけたものでなければなりません。

### (3) 人権教育推進のための教職員研修の充実をめざそう

人権教育を推進するためには、まず私たち教職員が人権問題を、自身の課題として取り組む姿勢が求められます。

あわせて、個々の具体的な差別の問題を通してのみ人権を語るのではなく、生き方や日常の暮らしの中で人権という概念を具体的に捉えていく必要があります。そのためには、私たちが国内外の優れた手法に積極的に学び、人権感覚を高めることが大切です。

また、若い世代の教職員が増えつつある中、お互いの実

実践や悩みを交流したり、新しい発想に学ぶ機会が、ますます重要になっています。

今後も、人権教育の推進に役立つ研修会をさらに充実させ、交流の場や情報を提供していきたいと考えます。

#### (4) 地域・家庭に開かれた学校づくりをすすめるよう

社会が大きく変わろうとしている今、学校教育のあり方も大きな変革を求められています。私たちは、学校を「地域住民の教育への参画」という視点で見直し、保護者・地域住民・教職員が共同で教育を推進する「開かれた学校づくりと子育てのネットワークづくり」に取り組んでいくことが大切だと考えます。そのためには、地域・家庭・学校がそれぞれの課題を出しあいながら、お互いの連携を深めていかなければなりません。

## II 研究推進体制について

### 1 全校体制で推進を

多くのところで再々述べられていることですが、人権教育は一部の教職員のみが実践するものではなく、一人ひとりの教職員が、それぞれの力量を活かしながら組織的に取り組んでいく必要があります。そのために、各校の人権教育研究推進の核として、本研究会推進委員の位置づけと任務を明確にする必要があります。その上で全教職員に共通理解をはかり、研究推進体制を点検し、全校体制で取り組む必要があります。そのことによって人権教育の理念が学校教育のあらゆる場面で生かされていくと考えています。

### 2 各部会の活動について

#### (1) 推進委員会について

推進委員会は、本研究会の具体的活動について協議し、共通理解を深める場です。また、互いの実践を交流し自校の取り組みに反映させるために、研修を深める場でもあります。さまざまな課題克服のため、研修を充実させるとともに、議案の整理を行い効率的な議事の運営をめざします。

#### (2) 各種研究委員会について

各種研究委員会は、推進委員が各分野で提起された課題に基づき、具体的に研究・研修を深める場であり、本研究会の研究活動分野における中心的な役割を果たしています。本研究会が今日的な内容も含めて重要と考える課題につ

いて研究活動を通し、各校の実践に生かしていただきたいと思いを。

各種研究委員会は以下のとおりです。

- 部落問題学習
- くらしと進路
- ITと人権
- 障害児(者)教育
- 特別支援教育

#### (3) 各種連絡会議について

① 各種連絡会議の5つの部会では、必要に応じて、人権教育推進上の課題を明らかにしながら、実践交流を進めていきたいと思いを。

- 普通科高校
- 専門高校
- 定通制高校
- 特別支援学校
- 私立学校

② 解放研等顧問連絡会議は、自主活動を進める先頭に立つ教員の研修・実践交流の場です。各校での取り組みに資する研修内容としていきたいと思いを。

#### (4) ブロック別ホームルーム研修会について

ブロック別ホームルーム研修会は、各校のホームルームの公開を通して、互いに実践交流し、研修を深める場です。今後とも、学びの場として多くの会員の参加を得て、さらに充実させていきたいと思いを。

- 北部Aブロック
- 北部Bブロック
- 中・南部ブロック

### 3 関係機関・団体との連携等について

本研究会は人権教育推進上の諸課題を克服するため、県・県教育委員会等の行政、奈人教、奈人推協、県外教等の関係団体等と共に連携した取り組みを進めてきました。今後とも、これら関係団体・機関との連携をはかりながら、自らの課題に取り組んでいきたいと思いを。